

京都大学附属図書館 HRAF 利用内規

第1条 HRAF (Human Relations Area Files) の利用に関しては、この内規の定めるところによる。

第2条 この内規において、「利用」とは学術研究を目的とするスリップの閲覧および複写をいう。

第3条 HRAF のスリップの貸出しは、いっさい行なわない。

第4条 HRAF を利用できる者は、次に掲げる者とする。

1. 京都大学の教官および大学院学生
2. 国立大学の教官または、私立大学の教員
3. 国公立の研究機関または、これに準ずる機関の研究者
4. 京都大学附属図書館長が特に認めた者

第5条 HRAF の利用は、当分の間、附属図書館の開館時間中の午前9時から午後4時までとする。

第6条 スリップのファイルへの返納は、係員がこれを行なう。

第7条 スリップの複写に関しては、京都大学附属図書館文献複写規程の定めるところによる。

第8条 HRAF を研究に利用して発表したときは、その旨を明記するとともに、刊行物を2部納入しなければならない。

附 則

この内規は昭和40年6月23日から施行する。

京都大学図書館改善特別委員会 第7回 (6月15日午後3時 於附属図書館会議室)

今回は部局図書室の現状と改善策について討議された。

本学における図書の増加は年々増大しているにもかかわらず、人員がそれに伴わないため業務が停滞してきている。この状態を改善しない限り近い将来図書室の機能はまひすることが予想される。この状態を改善する一つの方法は部局図書室の整備を早急にかつ、強力行なわねばならないということから、現在部局図書室のもついくつかの問題点が提起され、その結果、この問題を解決する基本的な課題は図書館サービスをどのようにすれば機能的に行ない得るかという点に集約され、今後この問題についてさらに検討することになった。

ダンテ 図書展および講演会開催

6月14日より17日まで4日間、本館陳列室において、ダンテ生誕700年を記念して、本館所蔵の旭江文庫中の貴重図書約100冊を展示し一般に公開した。ダンテ全集、神曲、新生、饗宴、俗語論、帝政論、水陸論等の原典は勿論、伊英独仏露訳から日本語に至る各国語訳、1502年の古版本から20世紀の新刊に至る種々の年代版 150cm、の大豪華本から4cmの豆本に至る大小の版型、製本の珍稀なもの等多彩の図書を展示して、毎日多数の参観者があった。

また、14日の午後には、イタリア文化会館長ギオ・ドメニコ博士より「ダンテの書簡について」、京大教授野上素一氏より「ダンテ700年祭より帰って」と題して講演会が開催された。

堀江館長等 文部大臣と懇談

東大はじめ国立七大学附属図書館長は去る5月12日、東大附属図書館において、愛知文部大臣と会談し、長時間にわたって大学図書館の諸問題について懇談した。